

○奈良県立都市公園条例施行規則

昭和三十五年三月三十一日

奈良県規則第十五号

奈良県立都市公園条例施行規則を次のように定める。

奈良県立都市公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

(公園施設の使用時間及び休業日等)

第二条 条例第八条第一項に規定する公園施設の使用時間及び休業日等は、別表第一のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これらを臨時に変更することができる。

(平一七規則七・追加、平二三規則六・一部改正)

(行為の許可申請書の提出)

第三条 条例第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、行為の内容、目的、期間、場所及び面積その他知事が必要と認める事項を記載した申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第三条第一項第一号に規定する行為（行商に限る。）に係る許可の申請の場合にあつては、前項に規定する申請書に健康診断書及び写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルのもの）二枚を添付しなければならない。

(昭四八規則五八・昭五七規則五二・一部改正、平一七規則七・旧第二条繰下、平二九規則五二・令四規則四三・一部改正)

(許可証の様式等)

第四条 条例第三条第四項の規定による許可証の様式は、第二号様式のとおりとする。

2 知事又は条例第三条第一項の規定による許可の権限の委任を受けた者は、同項第一号に掲げる行為のうち行商を行う者に対し、前項の許可証のほか行商票（第三号様式）を交付する。

(昭五三規則五二・平一四規則七一・一部改正、平一七規則七・旧第三条繰下、平二三規則六・一部改正)

(指定昆虫類)

第五条 条例第四条第一項第五号の昆虫類は、次のとおりとする。るうみすしじみ、やまとにしき、まつむし、すずむし、だいぶつほたる、ひめはるぜみ、るりせんちこがね、もりあおがえる、かすみさんしょううお

(昭四八規則五八・昭五九規則四四・一部改正、平一七規則七・旧第四条繰下)

(工作物等を保管した場合の公示等の場所)

第六条 条例第九条の三第一項第一号及び第二項並びに条例第九条の六第一項の規則で定める場所は、当該公園の管理に係る事務を行う事務所とする。

(平一六規則二二・追加、平一七規則七・旧第五条繰下)

(競争入札における揭示事項等)

第七条 条例第九条の六第一項及び第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平一六規則二二・追加、平一七規則七・旧第六条繰下)

(公園施設の設置許可申請書等の様式)

第八条 法第五条第一項の申請書の様式は、第四号様式、第五号様式又は第六号様式のとおりとする。

- 2 法第六条第二項の申請書の様式は、第七号様式のとおりとする。
- 3 法第六条第三項の申請書の様式は、第八号様式のとおりとする。
- 4 条例第九条の三第二項の規則で定める保管工作物等一覧簿の様式は、第九号様式とする。
- 5 条例第九条の七の規則で定める受領書の様式は、第十号様式とする。

(平一六規則二二・旧第五条繰下・一部改正、平一七規則七・旧第七条繰下)

(公園施設の使用申込書の提出)

第九条 条例第八条第一項の規定により承認を受けようとする者は、施設の種類、目的、期間及び時間、人員その他知事が必要と認める事項を記載した申込書を知事に提出しなければならない。ただし、チケットの発売により使用せしめる公園施設に係る承認を受けようとする者は、この限りでない。

(昭五七規則五二・一部改正、平一六規則二二・旧第六条繰下・一部改正、平一七規則七・旧第八条繰下、平二三規則六・平二九規則五二・一部改正)

(使用料の額)

第十条 条例別表第一に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

2 条例別表第三に規定する規則で定める額は、別表第三のとおりとする。

3 条例別表第四の三の2、四の2、五の2、十の2、十一の3、十四及び十六の2に規定する規則で定める額は、別表第四のとおりとする。

4 条例別表第四の十二の2に規定する規則で定める備品及び当該規則で定める額は、別表第五のとおりとする。

(昭六一規則六〇・追加、平元規則六一・平三規則三・平一〇規則二二・一部改正、平一六規則二二・旧第七条繰下、平一七規則七・旧第九条繰下・一部改正、平二三規則二三・平二六規則一〇・平二九規則五二・平二九規則一・令二規則六六・一部改正)

(使用料の徴収)

第十一条 条例第十一条第二項の規定による使用料の徴収方法は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項、法第六条第一項及び第三項並びに条例第三条第一項の許可並びに条例第八条第一項の承認に係る使用料は、許可又は承認の際徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

二 前号本文の規定にかかわらず、同号の許可又は承認の期間が一年を超えるときは、翌年度以降の使用料は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める納期限までに徴収する。

ア 毎年度、当該年度分を一括して徴収する場合 四月二十五日

イ 毎年度、当該年度分を二回に分割して徴収する場合 同表の上欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる納期限

区分	納期限
第一期（四月一日から九月三十日まで）	四月三十日
第二期（十月一日から翌年三月三十一日まで）	十月三十一日

(昭四八規則五八・昭五七規則五二・昭五九規則四四・一部改正、昭六一規則六〇・旧第七条繰上、平一六規則二二・旧第八条繰下・一部改正、平一七規則七・旧第十条繰下、平二三規則六・平二五規則一二一・一部改正)

(遵守事項)

第十二条 公園の利用者は、他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないことその他知事が定める事項を遵守しなければならない。

(平二六規則一〇・追加)

(指定管理者の指定に係る申請書等)

第十三条 条例第十七条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第十一号様式)とする。

2 条例第十七条第三項第二号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平一七規則七・追加、平二六規則一〇・旧第十二条繰下、平二九規則五二・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第十四条 条例第十八条の規則で定める管理の基準は、次のとおりとする。

- 一 第二条に規定する使用時間及び休業日等に従い、公園施設の管理を行うこと。
- 二 法その他関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- 三 公園の利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。

2 前項第一号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、使用時間及び休業日等を変更することができる。

(平一七規則七・追加、平二六規則一〇・旧第十三条繰下)

(指定管理者に関する読替え)

第十五条 条例第十七条第一項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合についての第九条及び第十二条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(平一七規則七・追加、平二六規則一〇・旧第十四条繰下・一部改正)

(公園運営等業務を実施する民間事業者の選定に係る申請書等)

第十六条 条例第二十三条第一項の規則で定める申請書は、公共施設等運営権者選定申請書(第十二号様式)とする。

2 条例第二十三条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書

三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(令八規則八・追加)

(公共施設等運営権者に関する読替え)

第十七条 条例第二十五条の規定により公園運営等業務を公共施設等運営権者に行わせる場合についての第十二条の規定の適用については、第十五条の規定にかかわらず、第十二条の規定中「知事」とあるのは「公共施設等運営権者」とする。

(令八規則八・追加)

(添付書類の省略)

第十八条 条例第十七条第三項の規定による申請及び条例第二十三条第一項の規定による申請を同時に行う場合において、各申請書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書にこれを添付し、他の申請書にはその旨を記載して、一の申請書に添付した書類の添付を省略することができる。

(令八規則八・追加)

附 則

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

(平一七規則七・追加、平二三規則二三・平二六規則一〇・平二七規則八八・平二八規則八八・平三〇規則二九・令二規則六六・令三規則一八・令八規則八・一部改正)

一 公園施設の使用時間及び休業日

公園施設名	使用時間	休業日
春日奥山道路	午前八時三十分から午後五時まで	
まほろば健康パーク野球場	午前九時から午後五時まで(六月十六日から八月十五日までの間は、午前九時から午後七時まで)	十二月二十八日から翌年の一月四日まで
まほろば健康パーク	午前九時から午後九時まで	十二月二十八日から翌年の三月十九日まで

クテニスコート	で	
まほろば健康パーク スイムピア奈良	午前九時から午後十時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前九時から午後九時まで）	第二火曜日、第四火曜日、十二月二十八日から翌年の一月四日まで及び知事が定める日
大湊池公園体育館	午前九時から午後九時まで	十二月二十八日から翌年の一月四日まで
大湊池公園テニスコート	午前九時から午後五時まで（六月十六日から八月十五日までの間は、午前九時から午後七時まで）	十二月二十八日から翌年の一月四日まで
大湊池公園運動場	午前九時から午後五時まで	火曜日及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
吉城園茶室	午前九時から午後五時まで	二月二十四日から同月末日まで
馬見丘陵公園館研修室	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
馬見丘陵公園花見茶屋	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
福祉住宅体験館多目的運動ホール	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
福祉住宅体験館研修室	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
平城宮跡歴史公園	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後

休憩・宮跡展望棟	で	において、その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
奈良公園バスターミナル レクチャーホール	午前九時から午後九時三十分まで	
旧山口氏南都別邸茶室	午前九時から午後九時三十分まで	二月二十四日から同月末日まで

二 公園施設の使用時間及び開場日

公園施設名	使用時間	開場日
まほろば健康パークファミリープール	午前九時から午後五時まで	七月一日から九月十五日までの間の知事が定める日

三 公園施設の使用時間並びに入場時間及び退場時間

公園施設名等		使用時間	入場時間	退場時間
平城宮跡歴史公園 駐車場	乗合型自動車	午前七時三十分から午後十一時まで	午前七時三十分から午後十一時まで	午前七時三十分から午後十一時まで
	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）	午前零時から翌日の午前零時まで	午前七時三十分から午後十一時まで	午前零時から翌日の午前零時まで
平城宮跡歴史公園 乗降場	乗合型自動車	午前七時三十分から午後十一時まで	午前七時三十分から午後十一時まで	午前七時三十分から午後十一時まで

注 「入場時間」とは駐車場又は乗降場に入場することができる時間をいい、「退場時間」とは駐車場又は乗降場から退場することができる時間をいう。

別表第二（第十条関係）

（平元規則六一・追加、平四規則五〇・平七規則五九・平一〇規則四五・平一一規則一三・平一三規則七六・平一四規則四九・平一六規則二二・一部改正、平一七規則七・旧別表第一繰下・一部改正、平一八規則四七・平二一規則五三・平二二規則四〇・平二六規則七八・平二六規則一〇・平二九規則一・平二九規則二〇・平三一規則五五・令七規則六四・令八規則八・一部改正）

区分	公園施設の種別	公園名等	使用料
----	---------	------	-----

公園施設を設置する場合	宿泊施設		奈良公園		一三八円
			平城宮跡歴史公園		二九〇円
	休憩所		奈良公園	乙	一〇三円
				丁	一九円
	売店		奈良公園	甲	一〇九円
				乙	一〇三円
				丙	七五円
				丁	一九円
			まほろば健康パーク		一四六円
			大湊池公園		二七九円
			県営福祉パーク		一〇一円
			馬見丘陵公園		一三六円
			竜田公園		一五〇円
			大和民俗公園		二〇〇円
			平城宮跡歴史公園		二九〇円
	飲食店		奈良公園	甲	一〇九円
				乙	一〇三円
				丙	七五円
			まほろば健康パーク		一四六円
			平城宮跡歴史公園		二九〇円
	その他の公園施設	舟遊場	奈良公園		一月につき 一二、四五〇円
		その他の公園施設	奈良公園		一平方メートル一月につき 七五円
			まほろば健康パーク		一四六円

公園施設を管理する場合			馬見丘陵公園		一三六円
			平城宮跡歴史公園		二九〇円
	宿泊施設	奈良公園	乙		四六〇円
			丁		三五〇円
	売店	奈良公園			二、五八〇円
		橿原公苑	野球場		一、七三〇円
			陸上競技場		二、六三〇円
			第一体育館		一、八四〇円
		まほろば健康パーク		一、七二〇円	
		県営福祉パーク		二、一二〇円	
		馬見丘陵公園		二、一四〇円	
		平城宮跡歴史公園		二、二八〇円	
	飲食店	奈良公園	甲		二、五八〇円
			乙		二、二九〇円
		まほろば健康パーク		一、七二〇円	
		馬見丘陵公園		二、一四〇円	
		平城宮跡歴史公園		二、二八〇円	

注

- 「甲」とは奈良市登大路町県庁東交差点の中心と同町一の鳥居交差点の中心とを結ぶ線及びその延長線以西の地域をいい、「乙」とは甲以外の地域のうち同市雑司町東塔跡公衆便所と同市春日野町水谷橋公衆便所とを結ぶ線及びその延長線以西で同市川上町鎌^{かまどき}研山交番所と同市春日野町北部交番所とを結ぶ線の延長線以西の地域をいい、「丙」とは甲及び乙以外の地域のうち同市川上町鎌^{かまどき}研山交番所と同市春日野町北

部交番所とを結ぶ線及びその延長線以西の地域をいい、「丁」とは甲、乙及び丙以外の地域をいう。

- 2 使用期間に一月未満の端数が生じるとき又は使用期間が一月未満であるときは、当該一月未満の期間については、一月とみなして計算する。
- 3 使用面積に一平方メートル未満の端数が生じるとき又は使用面積が一平方メートル未満であるときは、当該一平方メートル未満の面積については、一平方メートルとみなして計算する。

別表第三（第十条関係）

（平元規則六一・追加、平四規則五〇・平一〇規則四五・平一六規則二二・一部改正、平一七規則七・旧別表第二繰下・一部改正）

種別		使用料
行商その他これに類する行為	奈良公園	七、五〇〇円
	竜田公園	四、〇〇〇円

別表第四（第十条関係）

（昭六一規則六〇・追加、平元規則六一・旧別表・一部改正、平三規則三・平一六規則二二・一部改正、平一七規則七・旧別表第三繰下・一部改正、平二三規則二三・平二六規則七八・平二六規則一〇・平二九規則一・平三一規則五五・令二規則六六・一部改正）

一 まほろば健康パークファミリープール

種別	使用料
ロッカー	一回につき 一〇〇円

二 まほろば健康パークスイムピア奈良

種別	使用料
大会用備品	一セットにつき 一二八、九四〇円

三 馬見丘陵公園館研修室及び馬見丘陵公園花見茶屋

種別	使用料
ダイレクトプロジェクター	一台につき 一、一五〇円
液晶プロジェクター	一台につき 二、〇八〇円
プロジェクター用スクリーン	一台につき 三六〇円

四 平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟

種別	使用料
普通自転車（電動アシスト自転車を除く。）	一台一日につき 五〇〇円
電動アシスト自転車	一台一日につき 八一〇円

五 奈良公園バスターミナルレクチャーホール

種別	使用料
卓上型マイク	一台につき 六六〇円
ワイヤレスマイク（ハンド型）	一個につき 一、九六〇円
ワイヤレスマイク（タイピン型）	一個につき 一、九六〇円
有線マイク	一個につき 九七〇円
マイクスタンド（フロア型）	一台につき 三一〇円
マイクスタンド（卓上型）	一台につき 一七〇円
通訳者ユニット	一台につき 一二、二二〇円
液晶プロジェクター	一台につき 二、七七〇円
スクリーン	一台につき 一、五一〇円
インターカムヘッドセット	一個につき 七三〇円
演台	一卓につき 六八〇円
花台	一卓につき 二二〇円
司会者台	一卓につき 三二〇円
長机	一卓につき 二一〇円
丸テーブル	一卓につき 六五〇円
スタッキングチェア	一脚につき 一〇〇円

ア（黒）	
椅子（白）	一脚につき 一一〇円
展示パネル	一台につき 一七〇円

別表第五（第十条関係）

（平一〇規則二二・追加、平一六規則二二・一部改正、平一七規則七・旧別表第四
繰下・一部改正）

備品	使用料
バレーボール用備品	一セットにつき 一〇〇円
バドミントン用備品	一セットにつき 一〇〇円
卓球用備品	一セットにつき 一〇〇円
インディアカ用備品	一セットにつき 一〇〇円
ビーンボウリング用備品	一セットにつき 一〇〇円
クロリティ用備品	一セットにつき 一〇〇円
バウンドテニス用備品	一セットにつき 一〇〇円
ローンボウルス用備品	一セットにつき 一〇〇円
ターゲットバードゴルフ用備品	一セットにつき 一〇〇円
ペタンク用備品	一セットにつき 一〇〇円
ゲートボール用備品	一セットにつき 一〇〇円
グランドゴルフ用備品	一セットにつき 一〇〇円
視覚障害者用卓球用備品	一セットにつき 一〇〇円
車いす卓球用備品	一セットにつき 一〇〇円
体操マット	一枚につき 一〇〇円
電動車いすスラローム用コーン	一セットにつき 一〇〇円

第1号様式(第3条関係)

公園内行為許可申請書

行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行為の場所及び面積	
使用する公園施設	
そ の 他	

上記のとおり公園内における行為の許可を受けたいので、奈良県立都市公園条例(昭和35年3月奈良県条例第11号)第3条第1項の規定により申請します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
氏 名

第2号様式(第4条関係)

(表)

			()第	号
許 可 証				
住 所				
氏 名		様(殿)		
1 行為の内容				
2 行為の場所				
3 許 可 期 間		年	月	日から
		年	月	日まで
4 そ の 他				
奈良県立都市公園条例(昭和35年3月奈良県条例第11号)第3条第1項の規定により上記のとおり許可します。				
年 月 日				
奈良県知事 氏 名				
(奈良公園事務所長)				
(奈良春日野国際フォーラム館長)				
(中和公園事務所長)				

(裏)

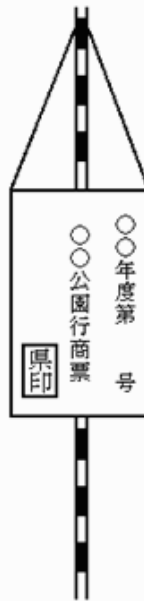
写真貼付け欄

注 意

- 1 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはいけません。
- 2 公園内において行為をするときは、常にこの証を携行し、当該職員の求めがあったときは、これを提示してください。

注 表面最上欄の()内には行商等の場合は「商」と、写真撮影の場合は「写」と、映画撮影にあつては「映」等とそれぞれ記入します。

第3号様式(第4条関係)



注

- 1 大きさは、縦35センチメートル、横15センチメートルとする。
- 2 地質は赤色の綿布とし、文字は白とする。

第4号様式(第8条関係)

公園施設設置許可申請書

設置する公園施設	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	
設 置 の 場 所	
公園施設の構造	
工事実施の方法	
工事の着手及び完了の時期	
公園施設の管理の方法	
原状回復の方法	
公園施設設置による公園使用面積	
そ の 他	

上記のとおり公園施設設置の許可を受けたいので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日
奈良県知事 殿

住 所
氏 名

第5号様式(第8条関係)

公園施設管理許可申請書

管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	
管理する公園施設	
管 理 の 方 法	
そ の 他	

上記のとおり公園施設管理の許可を受けたいので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定により申請します。

年 月 日
奈良県知事 殿

住 所
氏 名

注 管理する公園施設が休憩所、売店、宿泊所等有料で公開するもの場合には、営業時間、販売品目の概要、料金等を「その他」の欄に記入してください。

第6号様式(第8条関係)

公園施設設置(管理)許可申請書

変 更 す る 理 由	
変 更 す る 事 項	
既に受けた許可の 年月日及び指令番号	
変 更 に 伴 う 工 事 実 施 の 方 法	
変更に伴う工事の 着手及び完了の時期	
そ の 他	

上記のとおり公園施設設置(管理)許可事項の変更を受けたいので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日
奈良県知事 殿

住 所
氏 名

第7号様式(第8条関係)

公園 占 用 許 可 申 請 書

占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	
占 用 の 場 所	
占用物件の構造	
占 用 物 件 の 種 別 及 び 数 量	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
原 状 回 復 の 方 法	
占 用 の 面 積	
そ の 他	

上記のとおり公園の占用許可を受けたいので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日
奈良県知事 殿

住 所
氏 名

第8号様式(第8条関係)

公園占用許可事項変更許可申請書

既に受けた許可事項の概要	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	
変更する事項	
変更する理由	
変更に伴う工事実施の方法	
変更に伴う工事の着手及び完了の時期	
その他	

上記のとおり公園占用許可事項の変更許可を受けたいので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日
奈良県知事 殿

住 所
氏 名

第9号様式(第8条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理番号	保 管 し た 工 作 物 等			保管した工作 物等が放置さ れていた場所	除却した 年月日時	保管を始 めた年月 日時	保 管 の 場 所	備 考
	名称又は 種 類	形状又は特徴	数 量					

第10号様式(第8条関係)

受領書	
年 月 日	
奈良県知事 殿	
返還を受けた者 住 所 氏 名	
下記のとおり奈良県立都市公園条例(昭和35年3月奈良県条例第11号)第9条の7の規定による工作物等(現金)の返還を受けました。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	整 理 番 号
	名 称 又 は 種 類
	形 状 又 は 特 徴
	数 量
(返還を受けた金額)	

第11号様式(第13条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先

奈良県立都市公園条例(昭和35年3月奈良県条例第11号)第17条第3項の規定により、指定
管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

第12号様式(第16条関係)

公 共 施 設 等 運 営 権 者 選 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先

奈良県立都市公園条例第23条第1項の規定により、公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されたいので関係書類を添えて申請します。

附 則（昭和四十八年規則第五八号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第五二号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年規則第五二号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年規則第六〇号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第六一号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第三号）

この規則は、平成三年四月二十七日から施行する。

附 則（平成三年規則第二一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附 則（平成四年規則第五〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に申込みがなされているものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第四〇号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第五九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に申込みがなされているものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年規則第四五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年規則第五五号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一六号）

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第二二号）

この規則は、平成十年十月二十一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年規則第四九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（平成一四年規則第七一号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第二二号）

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第四七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第五三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた者が施行日以後に当該許可の更新を受けた場合の平成二十一年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
の間におけるこの規則による改正後の奈良県立都市公園条例施行規則別表第二の規定の適用については、同表中次の表の上欄に掲げる額は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

一三八円	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一〇八円
	平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一二九円
一〇三円	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	八〇円
	平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	九六円

	十一日まで	
一〇九円	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	八〇円
	平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	九六円
一二、四五〇円	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	九、七二〇円
	平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一一、六六四円

附 則（平成二二年規則第四〇号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第二三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第六号）

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第一二一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第七八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一〇号）

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第八八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第八八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表平城京歴史館の項を削る改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第五二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県立都市公園条例施行規則（以下「改

正前の規則」という。)の規定により交付されている許可証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の奈良県立都市公園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成二九年規則第一号)

この規則は、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例(平成二十九年三月奈良県条例第四十九号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二九年規則第二〇号)

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第二九号)

この規則は、平成三十年三月二十四日から施行する。

附 則(平成三一年規則第五五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)第八条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(令和二年規則第六六号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表に次のように加える改正規定(同表旧山口氏南都別邸茶室の項に係る部分に限る。)は、同年五月二十四日から施行する。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第一八号)

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

附 則(令和四年規則第四三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和七年規則第六四号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和八年規則第六〇号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則（令和八年規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場管理規則の一部改正）

2 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場管理規則（平成三十一年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第1号様式（第3条関係）

（昭57規則52・昭59規則44・平10規則16・平17規則7・平29規則52・令3規則64・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（令8規則60・全改）

第3号様式（第4条関係）

（昭57規則52・平17規則7・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

（昭57規則52・昭59規則44・平16規則22・平17規則7・令3規則64・一部改正）

第5号様式（第8条関係）

（昭57規則52・昭59規則44・平3規則21・平16規則22・平17規則7・令3規則64・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（昭57規則52・昭59規則44・平16規則22・平17規則7・令3規則64・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（昭57規則52・昭59規則44・平10規則16・平16規則22・平17規則7・令3規則64・一部改正）

第8号様式（第8条関係）

（昭57規則52・昭59規則44・平10規則16・平16規則22・平17規則7・令3規則64・一部改正）

第9号様式（第8条関係）

（平16規則22・追加、平17規則7・一部改正）

第10号様式（第8条関係）

（平16規則22・追加、平17規則7・令3規則64・一部改正）

第11号様式（第13条関係）

（平17規則7・追加、平26規則10・一部改正、平29規則52・旧第12号様式繰上、令3規則64・一部改正）

第12号様式（第16条関係）

（令8規則8・追加）

